

日本風力開発株式会社「（仮称）今別町山崎牧場風力発電所
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成29年8月8日
経済産業省
産業保安グループ
電力安全課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）今別町山崎牧場風力発電所計画段階環境配慮書」について、日本風力開発株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 青森県東津軽郡今別町
- ・原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・出力 : 最大64,500kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成29年 5月15日
環境大臣意見受理	平成29年 6月30日
経済産業大臣意見	平成29年 8月 8日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松井
電話03-3501-1742（直通）

日本風力開発株式会社「（仮称）今別町山崎牧場風力発電所
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 事業計画の見直し

2. (1)、(2)、(5) 及び (6) により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類、植物及び生態系に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には、多数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及び最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には、多数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域には、山地災害危険地区調査要領（平成18年7月林野庁）に基づく崩壊土砂流出危険地区及び青森県が公表している土砂災害危険箇所（地すべり危険

箇所)が存在しており、当該区域は土地の改変に慎重を要する区域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂又は濁水の流出等によって生ずる、動植物の生息・生育環境及び河川・沢筋等の自然環境への影響について調査、予測及び評価を行うこと。これらの結果を踏まえ、土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 水環境に対する影響

事業実施想定区域には、今別町の水道源水の取水河川を含む複数の河川が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂又は濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川、沢筋等から距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ、仮設沈砂池の設置等により土砂又は濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ハクチョウ類及びガン類等の渡り鳥の飛翔も確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された水源かん養保安林、土砂崩壊防備保安林等が存在しており、本事業の実施により、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、既存道路や無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。

(7) 景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、高野崎をはじめとする主要な眺望点及び景観資源が存在しており、本事業の実施により、眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、キャンプ場及び公園等が存在しており、工事中及び供用時の騒音等、風車の影及び景観変化等による人と自然との触れ合いの活動の場へ

の影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、これらの人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査を行い、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。また、人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、人と自然との触れ合いの活動の場の管理者及び利用者等からの意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。